

# 國學院大學學術情報リポジトリ

〔書評〕 東城敏毅著 『万葉集防人歌群の構造』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松田, 聡, Matsuda, Satoshi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000412">https://doi.org/10.57529/00000412</a>

〔書評〕

東城敏毅著

『万葉集防人歌群の構造』

(和泉書院研究叢書478)

松田 聡

本書は万葉集巻二十に収載される天平勝宝七歳の防人歌（以下「防人歌」）を主たる考察の対象とし、「防人歌の本質に迫ることを目的とする」（序論）ものである。全篇にわたり加筆・改稿が施され、一書としての統一が図られているだけでなく、初出稿以降に発表された論文にも目配りがなされている。本書の刊行により著者の長年にわたる研究が体系的に示され、防人歌研究をめぐる諸問題が浮き彫りになったことを、まずは心から慶びたい。

本書は、書名の通り、防人歌を「歌群」として捉えようとするところに特色がある。著者によれば、「防人歌群」には、次の三通りの「歌群」が考えられるという（序論）。

- ① 大伴家持が拙劣歌を削除した後の、現在の『万葉集』に見られる「歌群」
- ② 各国部領使が大伴家持に進上した段階の「歌群」
- ③ 防人が宴の場などで歌を作り出していった実際の歌の場における「歌群」

防人歌の場合、作者の「地位・職分・役職」を示すと見られる記載や、採録過程に関わる記載があることから②についてはある程度まで推測できるが、本書は、①②を子細に検討することによって、可能な限り③（実際の歌の場）に遡及して考察しようというものである。

防人歌の「場」について考究した論と言えば、吉野裕氏の『防人歌の基礎構造』（一九四三）がその古典的なものとして知られている。吉野論は防人歌に見られる歌の類同性を座を同じくする集団的詠歌の結果だと見るものであるが、本書はこうした視点を批判的に継承したものと云ってよいだろう。

言うまでもなく吉野論は戦後様々な角度から検証されてきたものであるが、今日の研究においても類同性の問題は重要な論点の一つである。とりわけ「父母」を思慕する歌をどう見るかというのは、防人歌の本質に関わるものとして多くの議論を呼んできた。例えば渡部和雄氏は、「父母」を思慕するなどとい

う律令的な発想は防人のような一般農民からは生まれえないものとして、難波における家持の教導ということを想定するのであるが（「時々の花は咲けども」『国語と国文学』50—9）、防人をおしなべて一般農民と見ることに対しては異論も少なくない。本書もまた、渡辺論のその前提を問題視する。

ちなみに本書は、八篇の論文からなる第一部（防人歌の作者層と主題）と、五篇の論文からなる第二部（防人歌群の歌の場と配列）の前後に「序論」「結論」を伴うという構成になっているが、第一部は、主として「防人歌の作者層」について論じたものである。すなわち、防人歌の作者は一般の防人とは区別されるべきものであり、地方にあつては上層階級に属するものだったということ論証するものであるが、これは防人歌の作者を無学な一般農民と見る通説的理解（渡辺論もその理解に立つ）に疑義を呈するものである。本書の土台となる論であるが、結論的に言えば、評者も東城氏の見解に大筋において与するものである。用例の少なさや偏りなどから、論の細部においても証明の難しい事柄を少なからず含み込んでしまっているようにも見受けられるが、防人歌作者の身分がそう低いものではないという論の根幹については認めてよいのではなからうか。

まず第一部第一章では、防人歌の作者左注に現れる「上丁」

について考察し、「一郡＋上丁」と「上丁＋一郡」という順序の異なる記載について、前者を「郡防人集団の長」、後者を「一国防人集団の長」とする見解を提示している。これは「上丁」を一般兵士とする通説に対し、「上」をカミ（集団の長）とする新説であるが、木簡の記載などを根拠としたものであり、今後更に検討されるべきものと言つてよいだろう。但し、「上丁＋一郡」という形を完全に取るものが武蔵国の四四一三しかないということは、やはり気になる点である（東城氏は駿河国の四三三七も挙げているが、こちらは郡名を欠く）。また、東城氏は「上丁は必ず一郡に一人しか存在しない」という事実から、「一郡から一名の上丁が歌を一首提出する」という「原則」があつたと推定するのであるが、そうすると、例えば下総国の「上丁」の歌などは全て拙劣歌として除かれてしまったことになる。東城氏は上丁の記載があつた歌群の存在を想定し、歌群ごと拙劣歌と認定された可能性を挙げるが（六二頁以下）、現存しない拙劣歌を根拠にそこまで推測できるものか疑問なしとしない。

しかし、「上丁」が「五教」を教育された「郡司子弟」層であろうという指摘（第一部第六章）は蓋然性の高い推定だと思われる。東城氏は後の健児制における郡司子弟のありようを傍証として挙げているが、これによれば、「上層階級」が「郡司

子弟」層に絞り込まれる可能性は高いと言えるだろう。律令官人の末端に連なる郡司の子弟であれば、「父母思慕」という律令的な発想で歌を詠むこと（同第三章）も、官人の羈旅歌と類句・類想関係にある歌を詠むこと（同第五章）も、ありうることとして納得される。「殿」が詠まれることもその方向から理解できそうである（同第四章）。前述のように「父母」を始めとする律令的な発想を、官人による教導と見る向きもあるが、仮にそうだとしても、東城氏の言うように、それを受け入れるだけの教養が既にあつたと考える方が自然であろう。

第一部第七章は、「われ」「あれ」の意味上の相違から防人歌作者層との関連を考察するというものである。国語学的問題を含んでおり、評者の力量では直ちに可否を判断できないが、「あれ」系の代名詞がやがては消滅するという過渡的状況にあつたと予想される中であつて、現存の文献資料からそこまで截然と意味の区分が導き出されるのか、疑問を感じないわけではない。東城氏は「あれ」を「孤」としての『私』の発露、『孤的』意識の表出」とし、「われ」を「一般的な『私』の表出、集団意識の表出」とするが、例外もありそうである。例えば、「松の木」の並みたる見れば家人のわれを見送ると立たりしもころ」（20・四三七五、下野）の場合、「松（待つ）の木」から連想さ

れているのは詠み手の「家人」と見るべきであり、この「われ」から集団意識を読み取ることが難しいのではないかと。

なお、第一部で取り上げられる「父母」「殿」「妹」などの歌語はそれぞれ防人歌の「主題」に関わるものとして論じられているが（第三章、第五章）、いずれの論にも、防人歌の作者は「地方においては上層階級の者」だつたのではないかという問題意識が底流している。第一部の最後（第八章）で防人歌蒐集集の目的についても論じているが、これは当時の国際情勢にまで踏み込んで考察したものであり、スケールの大きな論と言うべきである。

さて、後半の第二部は「各国の防人歌を歌群として捉え直し、その歌群の配列方法から歌群の意味を探り出し、その意味を実際の歌の場にまで遡及して考察する」（「序論」）ものである。多くの新見が提示されているが、これらの論には歌の類同性を「場」の共通性から考えていこうとする視点が一貫している。中でも、提出期日を同じくする二国間の防人歌に表現上の類似や対応が見られるという指摘（第二部第一章及び第四章）は、やや大胆な推測を含むものの、非常に興味深い問題提起となっている。「布多富我美」（20・四三八二）を「布多<sup>フタ</sup>」（地名）の「火長<sup>ホカガ</sup>」とする指摘も傾聴に値する（同第三章）。

但し、疑問もある。第二部第二章は、下野国防人歌について、その配列と郡の地理的位置との関連を説きつつ、部分的に歌の場起因する「変則的な配列」を想定するものであるが、ここには、郡名による配列という机上の操作に関わる問題と、詠歌の「場」という問題との間で視点に微妙な揺れがあるように思われる。また、武蔵国防人歌が残された配列のまままで二首ずつ唱和になっているという指摘は興味深い（同第五章）、氏自身も述べているように、拙劣歌として削除された歌をどう考えるかという問題が残ってしまっている。

無論、これらの問題は今後更に深められていくものと拝察する。本書は防人歌研究の歴史を正面から受け止め、一つ一つの課題に真摯に向き合うことよって、防人歌研究の今日的課題を浮き彫りにした労作であり、今後の防人歌研究に新たな指針を示すものとして高く評価されるべきものであろう。

（A5判、三三三頁、和泉書院、二〇一六年一月発行、定価一〇〇〇〇円＋税）